

○「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」(平成25年4月2日) 抄

I 具体的取組

1年以内を目途として、全ての貸切バス事業者へ運輸安全マネジメント実施義務づけを拡大し、また、乗務員の体調変化等による運行中止等の判断・指示を運行管理者が適切に実施するための体制整備を義務づけること等により、経営トップの関与の下、組織が一体となった安全管理・運行管理体制の構築を図る。

○ 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」として実施する措置及びその実施予定時期

措置名	具体的内容	実施時期（予定）
⑬ 運行管理制度の強化	乗務員の体調変化等による運行中止等の判断・指示を運行管理者が適切に実施するための体制整備を義務付ける。（省令改正）	26年5月